

第1章 基本計画の位置づけ

1. 計画策定の趣旨・目的

本市においては、令和4年2月、児童相談所の設置をめざす方針を決定し、同年3月には市政運営方針においてこのことを表明しました。

令和4年度には、今後の児童福祉行政のあり方を検討し基本的な方向性を定め、それを実現するための児童相談所の姿についての考え方とあわせて「東大阪市新たな児童福祉行政の基本方針・児童相談所設置計画」を策定するとともに、「東大阪市児童相談所整備基本構想」で当該施設の基本理念や施設整備のコンセプトを示しました。

また、並行して、令和4年12月に「東大阪市公共施設再編整備計画」を見直し、東部地域仮設庁舎敷地に、子どもファースト、子ども中心のまちづくりの拠点となる「(仮称)こどもセンター・図書館複合施設」を整備することを決定しました。

本基本計画は、本施設の設置により市としてめざすべき姿を具現化するとともに、複合施設の開設に向けて、本施設の導入機能や事業計画、施設整備の諸条件等を定めることを目的として策定したものです。

「(仮称)こどもセンター」とは

児童相談所機能、こども家庭センター機能(子育て世代包括支援センター機能(母子保健)、子ども家庭総合支援拠点機能(児童福祉))を合わせた一体的相談支援機関を核に、子育て支援機能など子どもと家庭のサポートに関わる幅広い機能をあわせて持ち、子どもたちの支えとなる施設

2. 上位計画及び関連計画の関係

本計画は、「東大阪市第3次総合計画」を上位計画としながら、「東大阪市子ども・子育て支援事業計画」、「東大阪市子どもの未来応援プラン」、「東大阪市男女共同参画推進計画」、「東大阪市教育振興基本計画-東大阪市教育施策アクションプラン-」、「東大阪市立図書館基本構想」、「東大阪市子ども読書活動推進計画」等の分野別の計画等とも整合性を図り、分野横断的に児童福祉行政及び社会教育行政の拡充をめざします。

【図表1】上位計画及び関連計画

